第百二条の二の見出し中「災害」を「災害等」に改め、同条第一項第一号中「特定災害の被災者」を「災害等により被害を受けた者」に改め、同項第二号中「指定地域に所在する」及び「及び第三項第二号」を削り、「当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物であつて、災害等が生じたときに」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二　第一項第二号に掲げる貨物の同号の災害等による被害に係る証明書類

第百二条の二第三項第三号中「指定地域に係る特定災害の被災者が当該特定災害が発生する」を「災害等により被害を受けた者が当該災害等が生ずる」に、「特定災害に」を「災害等に」に、「被災者に」を「被害を受けた者に」に改め、同条第五項中「指定地域に所在する」を削り、「当該指定地域に係る特定災害」を「災害等」に改める。

第百十五条の二第一号を次のように改める。

一　第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）、第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）又は第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して特例輸入関税関係帳簿、特定輸出関税関係帳簿又は関税関係帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はこれらの帳簿を隠した者

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

第八条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第十三条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

別表第一第一八〇六・一〇号中「二五・八％」を「二四・四％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二五％」を「二四％」に改める。

別表第一第一九〇一・九〇号中「二六・六％」を「二五・五％」に改める。

別表第一第二一〇一・一一号中「一六・九％」を「一四・五％」に改める。

別表第一第二一〇六・一〇号中「一五・三％」を「一三・四％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「一六・六％」を「一五・五％」に改める。

別表第一第三九・〇一項の次に次の一項を加える。

三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）のうち 手袋（塩化ビニルの重合体製のもので、厚さが〇・二ミリメートル未満のものに限る。）	無税

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和三年三月三一日」を「令和四年三月三一日」に改める。

第五条　関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

別表第一第〇三・〇七項中「、くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削る。

別表第一第〇四〇一・一〇号中「第〇四〇三・一〇号の一」を「第〇四〇三・二〇号の一」に改める。

別表第一第〇四・〇三項中「、ヨーグルト」を削り、「問わない。）」の下に「並びにヨーグルト」を加え、同表第〇四〇三・一〇号を削り、同表第〇四〇三・九〇号の前に次の一号を加える。

〇四〇三・二〇	ヨーグルト	
	一　冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）のうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	

別表第一第二九・〇九項中「エーテルペルオキシド」の下に「、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド」を加える。

別表第一の三第〇四・〇三項中「、ヨーグルト」を削り、「問わない。）」の下に「並びにヨーグルト」を加える。

別表第一の三第一六・〇二項中「及び血」を「、血及び昆虫類」に改める。

別表第一の六の七の項中「第〇四〇三・一〇号の一」を「第〇四〇三・二〇号の一」に改める。

別表第一の七の二一の項中「第〇四〇三・一〇号の一」を「第〇四〇三・二〇号の一」に改める。

別表第一の八第一六・〇二項中「及び血」を「、血及び昆虫類」に改める。

別表第二第〇三・〇五項中「、くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削る。

別表第二第〇三・〇六項中「、蒸気」を「及び蒸気」に改め、「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削り、同表第〇三〇六・九九号中「（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）」を削る。

別表第二第〇三・〇七項中「、くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」及び「（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）」を削り、同表第〇三〇七・九九号中「スキャロップ（いたやがい科のもの）及び」を削る。

別表第二第〇三・〇八項中「、くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）」を削り、同項の次に次の一項を加える。

〇三・〇九	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）	
〇三〇九・九〇	その他のもの	
	二　くん製したもの	
	(一)　えびのもの	三・二％
	(二)　その他のもののうち	
	甲殻類のもの	七・二％
	その他のもの（貝柱のものを除く。）	六・四％
	三　その他のもの	
	(一)　えびのもの	四％